

# 岐阜県におけるPPP／PFI導入に向けた基本方針

平成14年3月制定  
平成26年3月一部改訂  
平成29年3月一部改訂  
令和7年7月1日一部改訂  
令和8年1月5日一部改訂  
岐阜県総務部行政管理課

## はじめに

本県では、行財政改革の取組みにより持続可能な財政運営を推進しているが、景気や地方財政制度の動向等の不確定要素のある中で、社会保障関係経費の自然増や、社会資本の老朽化対策などにも着実に対応していかなければならない。

このため、これまでの行財政改革の取組みの継続を基本として、節度を保った財政運営に努めるとともに、効率的で質の高い行政サービスの提供に向けた取組みを進めていくこととしている。

そのような状況下で、公共施設マネジメントの観点からは、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現するためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を優先的に導入することが求められている。

また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく内閣府の特別機関である民間資金等活用事業推進会議においても「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定された。令和7年6月4日に開催された、内閣府の民間資金等活用事業推進会議においては、地方公共団体におけるPPP／PFIの更なる導入促進が図られるよう、同指針が改定されるなど、PPP／PFI事業の拡大に向けた取組が加速している。

こうした情勢を踏まえ、本方針及びPPP／PFI手法導入に係る実務的な手続きの流れを示した「岐阜県PPP／PFI手法導入ガイドライン」を改訂する。

## 1 PPP／PFI手法導入の基本的な考え方

今後、予定している公共施設等の整備、維持管理、運営にあたっては、実施する事業の内容、財源、スケジュール等の諸要件を勘案しながら、PPP／PFI手法による民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限活用できる事業手法の導入を優先的に検討するものとする。

また、PFI法第6条に基づく民間事業者からの発案に対しては、PPP／PFI所管課に受付体制を整備し、具体的、建設的な内容の発案については、各事業所管課において積極的に検討するものとする。

## 2 PPP／PFI手法の導入を優先的に検討する事業

### (1) 対象事業

事業担当課は、民間事業者の参入が見込まれ、かつその資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業のうち次のいずれかの事業費基準を満たすものを優先的に検討するものとする。

その際、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うのではなく、業務効率化による効果や多様な効果を総合的に勘案して行うものとする。

なお、單一分野の公共施設整備事業及び単独の公共施設等の管理者等による公共施設整備事業であって、次に掲げる事業費の総額又は単年度の事業費の基準に満たないものを行う場合においても、分野横断型PPP／PFI<sup>\*1</sup>又は広域型PPP／PFI<sup>\*2</sup>を推進することにより、これらの事業費の基準を満たすことになる可能性があることから、優先的検討の対象とすることが望ましい。

- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）（例：公共施設等運営事業（コンセッション））

※1 分野横断型PPP／PFIとは、複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する手法をいう。

※2 広域型PPP／PFIとは、複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP／PFI事業を実施する手法をいう。

### (2) 事業費基準の例外

(1) のアに定める事業費の総額又は(1)のイに定める単年度の事業費の基準を下回る公共施設整備事業を行う場合、当該公共施設整備事業（スモールコンセッション<sup>\*3</sup>を推進する事業を含む。）であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるものを、優先的検討の対象とすることができます。

その際、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきではなく、業務効率化による効果や多様な効果を総合的に勘案して行うものとする。

また、單一分野の公共施設整備事業又は単独の公共施設等の管理者等による公共施設整備事業であって、優先的検討規程において優先的検討の対象として定めた事業費の総額又は単年度の事業費の基準に満たないものを行う場合においても、分野横断型PPP／PFI又は広域型PPP／PFIを推進することにより、これらの事業費の基準を満たすことになる可能性があることから、優先的検討の対象とすることが望ましい。

※3 スモールコンセッションとは、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模（事業費原則10億円未満程度）なPPP／PFI事業（コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営）を行う

ことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。

### (3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

## 3 PFI事業の業務の実施手順

事業担当課は、適宜、外部のコンサルタント等を活用しながら、次に掲げる項目に係る業務・手続きを行う。詳細は、事業担当課の実務担当者向けマニュアルとして作成した「岐阜県PPP／PFI手法導入ガイドライン」を参照。

- ・ 事業の発案
- ・ 実施方針の策定・公表
- ・ 特定事業の選定
- ・ 民間事業者の選定
- ・ 契約等の締結
- ・ 事業の実施、事業の監視等
- ・ 事業の終了